鳥取市有料老人ホーム設置運営指導指針新旧対照表

新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 鳥取市有料老人ホーム設置運営指導指針  目次　（略）  １　（略）  ２ 用語の定義  この指導指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  （１）～（２）（略）  （３）サービス付き高齢者向け住宅　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第５条第１項の登録を受けているサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームをいう。  （４）サービス付き高齢者向け住宅事業　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第５条第１項の規定に基づき、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業として登録を受けている事業をいう。  （５）～（８）　（略）  ３～４　（略） | 鳥取市有料老人ホーム設置運営指導指針  目次　（略）  １　（略）  ２ 用語の定義  この指導指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  （１）～（２）  （３）サービス付き高齢者向け住宅事業　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第５条第１項の規定に基づき、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業として登録を受けている事業をいう。  （４）サービス付き高齢者向け住宅　サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームをいう。  （５）～（８）　（略）  ３～４　（略） |
| ５ 立地条件  有料老人ホームの立地については、次に掲げる事項に留意すること。  （１）～（３）（略）  （４）借地による土地に有料老人ホームを設置する場合又は借家において有料老人ホーム事業を実施する場合には、入居契約の契約期間中における入居者の居住の継続を確実なものとするため、契約関係について次の要件を満たすこと。  ア 借地の場合（土地の所有者と設置者による土地の賃貸借）  （ア）～（イ）　（略）  （ウ）入居者との入居契約の契約期間（以下「入居契約期間」という。）の定めがない場合には、借地借家法（平成３年法律第９０号）第３条の規定に基づき、当初の契約に係る借地の期間は３０年以上であることとし、自動更新条項が契約に入っていること。  （エ）～（ク）　（略）  イ 借家の場合（建物の所有者と設置者による建物の賃貸借）  （ア）　（略）  （イ）入居契約期間の定めがない場合には、当初の契約に係る建物の賃貸借期間は２０年以上であることとし、更新後の契約の期間（極端に短期間でないこと。）を定めた自動更新条項が契約に入っていること。  （ウ）～（キ）　（略）  （５）　（略） | ５ 立地条件  有料老人ホームの立地については、次に掲げる事項に留意すること。  （１）～（３）（略）  （４）借地による土地に有料老人ホームを設置する場合又は借家において有料老人ホーム事業を実施する場合には、入居契約の契約期間中における入居者の居住の継続を確実なものとするため、契約関係について次の要件を満たすこと。  ア 借地の場合（土地の所有者と設置者による土地の賃貸借）  （ア）～（イ）　（略）  （ウ）入居者との入居契約の契約期間（以下「入居契約期間」という。）の定めを置かない場合には、借地借家法（平成３年法律第９０号）第３条の規定に基づき、当初の契約に係る借地の期間は３０年以上であることとし、自動更新条項が契約に入っていること。  （エ）～（ク）　（略）  イ 借家の場合（建物の所有者と設置者による建物の賃貸借）  （ア）　（略）  （イ）入居契約期間の定めを置かない場合には、当初の契約に係る建物の賃貸借期間は２０年以上であることとし、更新後の契約の期間（極端に短期間でないこと。）を定めた自動更新条項が契約に入っていること。  （ウ）～（キ）　（略）  （５）　（略） |
| （６）定期借地・借家契約による場合には、入居者との入居契約期間が当該借地・借家契約の契約期間を超えることがないようにするとともに、入居契約に際して、その旨を十分に説明すること。ただし、その設置する有料老人ホームについて入居契約期間の定めがない場合は、定期借地・借家契約ではなく、通常の借地・借家契約とすること。  土地の所有者との間で借地借家法の規定に基づく定期借地権の特約（契約の更新又は建物の築造による契約期間の延長をしない旨の特約をいう。）を定めた契約を締結した場合又は建物の所有者との間で同法の規定に基づき契約の更新がないことを定めた契約を締結した場合には、入居契約期間が当該借地・借家に係る契約の期間を超えることがないようにするとともに、入居契約に際して入居者にその旨を十分に説明すること。なお、入居契約に入居契約期間の定めがない場合には、借地又は借家に係る契約にこれらの特約を設けてはならない。  ６　（略）  ７　既存建築物等の活用の場合等の特例   1. ～（２）　（略）   （３）　戸建住宅等（延べ面積２００㎡未満かつ階数３以下）を有料老人ホームとして利用する場合においては、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。  （４）　（略）  ８　職員の配置、研修及び衛生管理等  有料老人ホームにおける職員の配置等については、次に掲げる事項に留意すること。  （１）職員の配置  ア　介護付有料老人ホームにあっては、特定施設入居者生活介護等に係る居宅サービス基準条例、介護予防サービス基準条例及び地域密着型サービス基準条例において規定されている人員基準を遵守するとともに、介護保険対象外のサービスを提供する場合はそのサービスに応じた職員を適切に配置すること。  イ　住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームにあっては、入居者の数及び提供するサービス内容に応じて、その呼称にかかわらず、次の職員を配置すること。  （ア）管理者  （削除）  （イ）生活相談員（サービス付き高齢者向け住宅にあっては、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成２３年厚生労働省・国土交通省令第２号）第１１条第１号の規定に基づく状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員）  （削除）  （削除）  （削除）  （ウ）栄養士  （エ）調理員  （削除）  ウ～エ　（略）  （２）～（４）　（略）  ９　有料老人ホーム事業の運営  有料老人ホーム事業の運営については、次に掲げる事項に留意すること。  （１）　（略）  （２）名簿の整備  緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備しておくこと。  （３）帳簿の整備  老人福祉法第２９条第６項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、２年間保存すること。  ア　（略）  イ　老人福祉法第２９条第９項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録  　ウ～ク　（略）  （４）個人情報の取り扱い  （２）の名簿及び（３）の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（個人情報保護委員会・厚生労働省）」を遵守すること。  （５）業務継続計画の策定等  ア　感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。  　　また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については　実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  イ　職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。  　　なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。  　ウ　（略）  （６）～（８）　（略）  （９）医療機関等との連携  ア　入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるように努めること。  イ　当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同法第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。  ウ　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。  エ　入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。  オ～コ　（略）  １０ サービス等  （１）～（３）　（略）  （４）設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）に基づき、次の事項を実施すること。  ア～エ　（略）  オ　イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  　　　当該担当者は、身体的拘束等の適正化の対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が努めることが望ましい。なお、同一施設内で複数担当の兼務や他の事業所・施設等の担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。  カ　その他同法第２０条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。  （５）　（略）  （６）緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。  　　また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。  （７）（略）  １１　事業収支計画  （１）～（２）　（略）  （３）資金収支計画及び損益計画  　ア～カ　（略）  キ　前払金（入居時に老人福祉法第２９条第９項に規定する前払金として一括して受領する利用料）の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間（以下「想定居住期間」という。）とすること。  　ク　（略）  （４）（略）  １２　利用料等  （１）　（略）  （２）前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。  ア　（略）  　イ　老人福祉法第２９条第９項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成１８年厚生労働省告示第２６６号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成１８年３月３１日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和３年４月１日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。  　ウ～オ　（略）  カ　老人福祉法第２９条第１０項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。  キ　入居契約において、入居者の契約解除の申し出から実際の契約解除までの期間として予告期間等を設定し、老人福祉法施行規則（昭和３８年厚生省令第２８号）第２１条第１項第１号に規定する前払金の返還債務が義務づけられる期間を事実上短縮することによって、入居者の利益を不当に害してはならないこと。  ク　（略）  １３　契約内容等  （１）～（３）　（略）  （４）重要事項の説明等  老人福祉法第２９条第７項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第２０条の５第１６号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。  ア　（略）  イ　重要事項説明書は、老人福祉法第２９条第７項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。  ウ～エ　（略）  （５）　（略）  （６）入居者募集等  老人福祉法第２９条第７項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第２０条の５第１６号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。  ア～イ　（略）  ウ 　入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。  （ア） 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。  また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。  （イ） 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。  また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホ ーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の３団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。  （７）～（９）　（略）  １４　情報開示  有料老人ホームの情報の開示に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。  （１）有料老人ホームの運営に関する情報  設置者は、老人福祉法第２９条第７項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。  （２）　（略）  （３）有料老人ホーム情報の報告  　　設置者は、老人福祉法第２９条第１１項の規定に基づき、同項に定める有料老人ホーム情報を市長に対して報告すること。  （４）～（６）　（略）  １５　（略）  １６　立入検査等  （１）検査等  市は、老人福祉法第２９条第１３項の規定により、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対してその運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  （２）違反者への改善命令  市長は、老人福祉法第２９条第１５項の規定により、有料老人ホームの設置者が同条第４項から第８項までの規定に違反したと認めるとき、当該有料老人ホームに入居している者（以下「入居者」という。）の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるときその他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。  （３）違反者への事業の制限又は停止  　市は老人福祉法第２９条第１６項の規定により、再三の指導に従わず悪質な事業を続けるなど、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該措置者に対し事業の制限又は停止を命ずることが出来る。  （４）公示  市長は、（２）又は（３）による命令をしたときは、老人福祉法第２９条第１７項の規定により、その旨を公示しなければならない。  １７　電磁的記録等  （１） 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。  （２）交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。 | （６）定期借地・借家契約による場合には、入居契約期間が当該借地・借家契約の契約期間を超えることがないようにするとともに、入居契約に際して、その旨を十分に説明すること。ただし、その設置する有料老人ホームについて入居契約期間の定めを置かないこととする場合は、定期借地・借家契約ではなく、通常の借地・借家契約とすること。  　　　　土地の所有者との間で借地借家法の規定に基づく定期借地権の特約（契約の更新又は建物の築造による契約期間の延長をしない旨の特約をいう。）を定めた契約を締結した場合又は建物の所有者との間で同法の規定に基づき契約の更新がないことを定めた契約を締結した場合には、入居契約期間が当該借地・借家に係る契約の期間を超えることがないようにするとともに、入居契約に際して入居者にその旨を十分に説明すること。なお、入居契約に入居契約期間の定めを置かないこととする場合には、借地又は借家に係る契約にこれらの特約を設けてはならない。  ６　（略）  ７　既存建築物等の活用の場合等の特例  （１）～（２）　（略）  （新設）  （３）　（略）  ８　職員の配置、研修及び衛生管理等  有料老人ホームにおける職員の配置等については、次に掲げる事項に留意すること。  （１）職員の配置  ア　介護付有料老人ホームにあっては、特定施設入居者生活介護等に係る居宅サービス基準条例、介護予防サービス基準条例及び地域密着型サービス基準条例において規定されている人員基準を遵守するとともに、介護保険対象外のサービスを提供する場合はそのサービスに応じた職員を適切に配置すること。  イ　住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームにあっては、入居者の数及び提供するサービス内容に応じて、その呼称にかかわらず、次の職員を配置すること。  （ア）管理者  （イ）事務員  （ウ）生活相談員（サービス付き高齢者向け住宅にあっては、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成２３年厚生労働省・国土交通省令第２号）第１１条第１号の規定に基づく状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員）  （エ）介護職員  （オ）看護職員  （カ）機能訓練指導員  （キ）栄養士  （ク）調理員  （オ）宿直員  ウ～エ　（略）  （２）～（４）　（略）  ９　有料老人ホーム事業の運営  有料老人ホーム事業の運営については、次に掲げる事項に留意すること。  （１）　（略）  （２）名簿等の整備  緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備しておくこと。  （３）帳簿の整備  老人福祉法第２９条第４項の規定に準じて、次の事項を記載した帳簿を作成し、２年間保存すること。  ア　（略）  イ　老人福祉法第２９条第７項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録  　ウ～ク　（略）  （４）個人情報の取り扱い  （２）の名簿及び（３）の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成２９年４月１４日・厚生労働省）」を遵守すること。  （５）業務継続計画の策定等  ア　感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。  イ　職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。  ウ　（略）  （６）～（８）　（略）  （９）医療機関等との連携  ア　入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。  （新設）  （新設）  （新設）  イ～オ　（略）  １０ サービス等  （１）～（３）　（略）  （４）設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）に基づき、次の事項を実施すること。  ア～エ　（略）  オ　イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。    カ　その他同法第２０条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。  （５）　（略）  （６）緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。  （７）（略）  １１　事業収支計画  （１）～（２）　（略）  （３）資金収支計画及び損益計画  　ア～カ　（略）  キ　前払金（入居時に老人福祉法第２９条第７項に規定する前払金として一括して受領する利用料）の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間（以下「想定居住期間」という。）とすること。  　ク　（略）  （４）（略）  １２　利用料等  （１）　（略）  （２）前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。  ア　（略）  イ　老人福祉法第２９条第７項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（平成１８年厚生労働省告示第２６６号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成１８年３月３１日までに届出がなされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和３年４月１日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。  　ウ～オ　（略）  カ　老人福祉法第２９条第８項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。  キ　入居契約において、入居者の契約解除の申し出から実際の契約解除までの期間として予告期間等を設定し、老人福祉法施行規則第２１条第１項第１号に規定する前払金の返還債務が義務づけられる期間を事実上短縮することによって、入居者の利益を不当に害してはならないこと。  ク　（略）  １３　契約内容等  （１）～（３）　（略）  （４）重要事項の説明等  老人福祉法第２９条第５項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第２０条の５第１４号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。  ア　（略）  イ　重要事項説明書は、老人福祉法第２９条第５項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。  ウ～エ　（略）  （５）　（略）  （６）入居者募集等  老人福祉法第２９条第７項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第２０条の５第１６号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。  ア～イ　（略）  （新設）  （７）～（９）　（略）  １４　情報開示  有料老人ホームの情報の開示に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。  （１）有料老人ホームの運営に関する情報  設置者は、老人福祉法第２９条第５項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。  （２）　（略）  （３）有料老人ホーム情報の報告  　　設置者は、老人福祉法第２９条第９項の規定に基づき、同項に定める有料老人ホーム情報を市長に対して報告すること。  （４）～（６）　（略）  １５　（略）  １６　立入検査等  （１）検査等  市は、老人福祉法第２９条第１１項の規定により、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対してその運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  （２）違反者への改善命令  市長は、老人福祉法第２９条第１３項の規定により、有料老人ホームの設置者が同条第４項から第８項までの規定に違反したと認めるとき、当該有料老人ホームに入居している者（以下「入居者」という。）の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるときその他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。  （３）違反者への事業の制限又は停止  　　　　市は老人福祉法第２９条第１４項の規定により、再三の指導に従わず悪質な事業を続けるなど、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該措置者に対し事業の制限又は停止を命ずることが出来る。  （４）公示  市長は、（２）又は（３）による命令をしたときは、老人福祉法第２９条第１５項の規定により、その旨を公示しなければならない。  １７　電磁的記録等  （１） 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁器的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。  （２）交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁器的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。 |
| 附　則　（略）  附　則　（略）  附　則　（略）  附　則  １　本指針は、令和７年１月１日から施行する。 | 附　則　（略）  附　則　（略）  附　則　（略） |